



2050ゼロカーボンを目指す長野県のシンボルマークです

長野県地球温暖化対策条例の改正について

(中間報告)

令和7年3月18日

環境部環境政策課ゼロカーボン推進室
建設部建築住宅課

1 検討経過

年月	内容
令和6年7月29日	長野県環境審議会へ諮問 ・国のZEH水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZEH水準適合義務化 ・建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化
9月18日	第1回専門委員会 ・委員長の選出等について ・長野県地球温暖化対策の条例改正について
11月25日	第2回専門委員会・公聴会 ・ZEH及び再エネ設備の現状と今後の動向等に関する公聴会 ・第1回専門委員会でのご意見等と今後の論点について
令和7年2月3日	第3回専門委員会 ・長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）について
2月17日～ 3月21日	市町村、建築関係団体等へ条例改正案（たたき台）について意見照会

2 専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略、◎：委員長、○職務代理者)

委員名	ふりがな	職名
一由 貴史	いちよし たかし	長野第一法律事務所 弁護士
川島 宏一郎	かわしま こういちろう	公益社団法人長野県建築士会 理事兼建築活動委員会副委員長兼 伝統的建造物研究部会長
佐藤 一利	さとう かずとし	長野県建設労働組合連合会住宅対策部 執行委員
◎高村 秀紀	たかむら ひでき	信州大学工学部建築学科 教授
○茅野 恒秀	ちの つねひで	信州大学人文学部 准教授
前 真之	まえ まさゆき	東京大学大学院工学系研究科 准教授
安江 将道	やすえ まさみち	公益社団法人長野県宅地建物取引業協会情報提供委員会 情報提供委員長

3 第1回・第2回専門委員会及び公聴会における主な意見等

意見者	ご意見
専門委員	<p>・「国のZ E H水準適合義務付けに先駆けた新築住宅のZ E H水準義務化」及び「建築物への再生可能エネルギー設備設置の義務化」について、2050ゼロカーボンの実現のためには、<u>その必要性は認められる。</u></p>
専門委員	<p>・具体的な規制措置については、その<u>目的、内容、これによって制限される自由の性質等を比較考慮した上で慎重に決定する必要がある。</u></p>
専門委員	<p>・良質な住宅を整備していくことは公共施策の一環であり、支援策を手厚くしていく中で<u>全体のレベルを上げていく必要がある。</u></p>
専門委員	<p>・施工者、設計者の技術力向上には時間がかかる。<u>講習会等の開催に係る金銭的な支援や行政の関与が必要</u></p>
公聴人	<p>・支援策として、例えば、<u>住宅ローンの借り入れ可能額の割り増し</u>や<u>固定資産税の減免</u>など様々な政策を考えるべき。</p>
公聴人	<p>・Z E Hや再エネ設備について事業者から消費者へ説明いただきたい。<u>正確な情報を提供いただければ消費者はしっかりとした判断ができる。</u></p>

4 長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）（省エネ適合義務基準強化）

条例制定の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、高い断熱性や省エネ性を有した住宅の普及を図るため、**全ての新築住宅の適合義務基準を現行誘導基準に強化する。**

義務の対象

全ての新築住宅

※住宅：一戸建ての住宅、併用住宅、共同住宅、長屋、寄宿舍又は下宿

義務化の水準

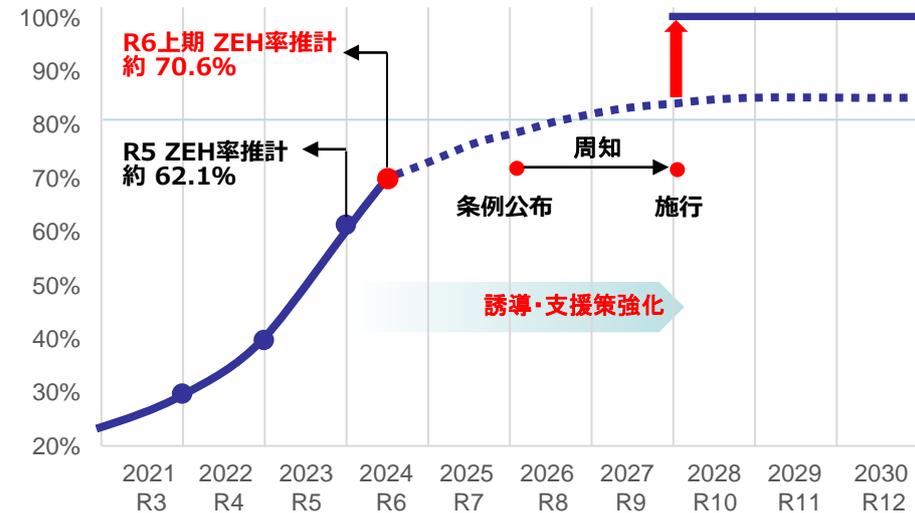
BEI=0.8及び強化外皮基準
= 現行の建築物省エネ法に基づく誘導基準

BEI	0.8			
UA値 / 地域区分	2地域 軽井沢町、南佐久郡4村、旧開田村など	3地域 白馬村、小谷村、山ノ内町、信濃町など	4地域 長野市、松本市、中野市、飯山市など	5地域 飯田市、喬木村
強化外皮基準 ZEH、等級5	0.40	0.50	0.60	
建築物省エネ法省エネ基準	0.46	0.56	0.75	0.87

義務化の時期

条例改正：2025年度中目途
⇒ 2年程度の周知期間を経て施行

新築住宅における誘導基準適合の割合の推移



※ZEH率：長野県地球温暖化対策条例による省エネ性能の届出・報告制度、新設住宅着工統計、建築工事届により推計

並行して行う支援・誘導策

- ・信州健康ゼロエネ住宅指針・助成金による誘導
※より上位性能への誘導は義務基準強化後も継続
- ・断熱施工講習会を施工団体と共催
- ・報告状況の公表による意識向上

建築物の省エネ性能に係る国の動向

脱炭素社会に向けた住宅・建築物の省エネ対策等のあり方検討会 とりまとめ（令和3年8月）

年度	住宅	非住宅
2022	<ul style="list-style-type: none"> 住宅性能表示制度における多段階の上位等級の運用 建築物省エネ法に基づく誘導基準の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> BEI = 0.8（再エネを除く）及び強化外皮基準 エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し <ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZEHの要件化 	<ul style="list-style-type: none"> 建築物省エネ法に基づく誘導基準等の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> 用途に応じてBEI = 0.6 又は 0.7（いずれも再エネを除く） エコまち法に基づく低炭素建築物の認定基準の見直し <ul style="list-style-type: none"> 省エネ性能の引き上げ、再エネ導入によるZEBの要件化
2023	<ul style="list-style-type: none"> 分譲マンションに係る住宅トップランナー基準の設定（目標2025年度） <ul style="list-style-type: none"> BEI = 0.9 程度及び省エネ基準の外皮基準 ※実際はBEI = 0.8及び強化外皮基準（目標年度2026年度）で設定 	
2024		<ul style="list-style-type: none"> 大規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> BEI = 0.8 程度 ※実際は用途に応じてBEI = 0.75/0.8/0.85で設定
2025	<ul style="list-style-type: none"> <u>住宅の省エネ基準への適合義務化</u> <u>住宅トップランナー基準の見直し（目標2027年度）</u> <ul style="list-style-type: none"> BEI = 0.8 程度及び強化外皮基準（注文住宅トップランナー以外） BEI = 0.75 及び強化外皮基準（注文住宅トップランナー） 	<ul style="list-style-type: none"> 小規模建築物の省エネ基準への適合義務化
2026		<ul style="list-style-type: none"> 中規模建築物に係る省エネ基準の引き上げ <ul style="list-style-type: none"> BEI = 0.8 程度
遅くとも2030	<ul style="list-style-type: none"> <u>誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEH基準（BEI=0.8及び強化外皮基準）に引き上げ・適合義務付け</u> あわせて2022年に引き上げた誘導基準等の更なる引き上げ 	<ul style="list-style-type: none"> 中大規模建築物について誘導基準への適合率が8割を超えた時点で省エネ基準をZEB基準（用途に応じてBEI = 0.6 又は 0.7）に引き上げ、小規模建築物についてBEI = 0.8 程度に引き上げ・適合義務付け あわせて2022年に引き上げた誘導基準の更なる引き上げ
以降	<ul style="list-style-type: none"> 継続的にフォローアップ、基準等を見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 継続的にフォローアップ、基準等を見直し

5 長野県地球温暖化対策条例改正案（たたき台）（再エネ設備設置推進）

条例改正の趣旨

2050ゼロカーボンに向け、再エネ生産量を拡大するため、一定規模以上の建築物の新築の際に再エネ設備※の導入を義務付ける。※太陽光発電設備、太陽熱利用設備、バイオマス熱利用設備、地中熱利用設備 等

対象

延床面積300㎡以上の新築建築物
 法令等の規定により安全に設置できない場合や知事が導入困難と認める場合等は除く※
 ※義務対象外は、広く普及している太陽光発電設備を基準として設定

時期

条例改正：2025年度中目途 ⇒ 1年程度の周知期間を経て施行

※対象や要件等は、県内の再エネ設備の普及状況や他自治体の事例等を勘案し、条例施行後、段階的な拡大を検討する。

対象者	基準（区分は現行の建築物省エネ法及び県条令で規定する届出等の区分を適用）		
	区分	延床面積 10㎡以上300㎡未満	延床面積 300㎡以上
設計者	非住宅	再エネ設備の導入検討に係る内容の説明義務（新設） 建築物の設計者による説明※義務の対象を「300㎡未満の住宅」から「10㎡以上の全ての建築物へ拡大」 ※再エネ設備の導入の検討を専門的知見から行い、建築主に説明	
	住宅	説明義務（強化） 設計者による説明を義務化 （現行は求めに応じて説明）	説明義務（新設） 非住宅と同じ
建築主	非住宅	再エネ設備の導入義務（新設） 再エネ設備の設置（敷地も可） 2万MJから20万MJ（太陽光発電の場合約4.5kW～45kW） 延床面積に応じて遡増（1.7万MJ/年＋10MJ×延床面積） （合理的な手法※により設置する再エネ設備のエネルギー量が上記基準を満たさない場合、そのエネルギー量とする（設計者によりその理由を届出）） ※建築面積が小さく再エネ設備を設置できるスペースが限られる場合 ◆共同住宅及び長屋におけるエネルギー量については検討事項とする	
	住宅	再エネ設備の導入検討義務（継続） 現行の再エネ設備の導入検討義務により導入を促進 ※導入検討に必要な情報等は建築物の設計者から説明（説明義務の対象範囲拡大）	【義務対象外】 ・法令等の規定により再エネ設備が安全に設置できない場合 ・知事が導入困難と認める場合（多雪地域、日照条件が著しく不利な場合等）等

条例改正素案（たたき台）の考え方①

【延床面積300㎡以上を義務対象とする理由】

◆基準の3区分は、建築確認申請等における区分と同様、「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」及び「長野県地球温暖化対策条例」の区分に準じる。

◆先行自治体（東京都、京都府、群馬県等）においては、建築主に対し300㎡未満の建築物への義務付けは行っていない。（東京都はハウスメーカー等に対し義務付け）

◆建築物におけるエネルギー消費量は延床面積に比例し大きくなる傾向にある。エネルギー消費量が多い建築物においては、再エネ設備設置の設置により使用するエネルギーを賄う必要がある。

区分	件数	設計一次 エネルギー消費量	1件当たり設計一次 エネルギー消費量
	(件)	(GJ)	(GJ)
10㎡以上300㎡未満	2,521	122,418	49
300㎡以上2,000㎡未満	120	42,721	356
2,000㎡以上	7	27,118	3,874

「建築物環境エネルギー性能計画届出書」（令和5年度）
及び「省エネ計画概要書」（令和5年度）から試算

（参考）京都府における条例改正の考え方（義務対象延床面積拡大2,000㎡以上⇒300㎡以上）
小規模な建築物においては、相対的に建築コストに占める再エネ導入コストが高くなるため、慎重な判断が必要

条例改正素案（たたき台）の考え方②

【義務付けるエネルギー量の考え方】

◆ 2万MJ（義務付けるエネルギー量の下限）（約4.5kW）/年

県内10kW未満太陽光発電設備（FIT認定）の8割程度が設置する設備容量相当

- 3.5kW～10kW = 96.0%
- 4.5kW～10kW = 77.7%
- 5.5kW～10kW = 49.1%

◆ 20万MJ（義務付けるエネルギー量の上限）（約45kW）/年

太陽光発電設備容量50kW未満となる設備容量相当

- ・50kW以上の太陽光発電設備の場合、電気事業法上の「自家用電気工作物」に該当し、電気主任技術者の選任や半年ごとの法定点検が必要となり、事業者の負担が過度になるおそれ
- ・県内FIT認定（屋根設置）において、50kW以上は全体の0.2%程度

◆ 10MJ×延床面積

延床面積に比例したエネルギー量とする。

6 第3回専門委員会における主な意見

- 条例改正の時期（公布や施行の時期及び周知期間）は妥当。可能な限り早期に条例改正をお願いしたい。
- 再エネ設備導入について、たたき台で示された義務の「対象」や「水準」は、法的な基準（合理性の基準のうち手段の相当性）を満たす。
- 再エネ導入の検討に係る設計者からの説明義務については、説明内容をまとめたガイドラインの作成や設計者への講習会等を実施していただきたい。
- 条例改正による義務化に当たっては、物価高騰の現状も踏まえ支援を充実させるなど、県民の生活に配慮いただきたい。

7 今後の予定（案）

第3回専門委員会における意見、県議会、県民、事業者などからの意見を踏まえながら、検討を進める。

年 月	内 容
令和7年3月以降	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村や関係団体等への説明、意見照会 ・環境審議会へ中間報告 ・専門委員会における調査、審議、答申案の整理 ・環境審議会へ報告、審議会答申 ・条例改正案に対するパブリックコメント
令和7年度中目途	条例案を県議会へ提出（議決後、一定の周知期間を経て施行）